

(案)

横浜港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和3年12月

横浜港港湾管理者

横浜市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成29年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成30年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成31年 3月 交通政策審議会第74回港湾分科会
- ・令和元年 12月 横浜市港湾審議会
- ・令和2年 12月 横浜市港湾審議会
- ・令和3年 3月 交通政策審議会第81回港湾分科会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

変更理由

- 1) 内港地区（新港地区）において、土地需要の変化に対応するため、土地利用計画を変更する。

土地造成及び土地利用計画

内港地区（新港地区）において、土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位：h a

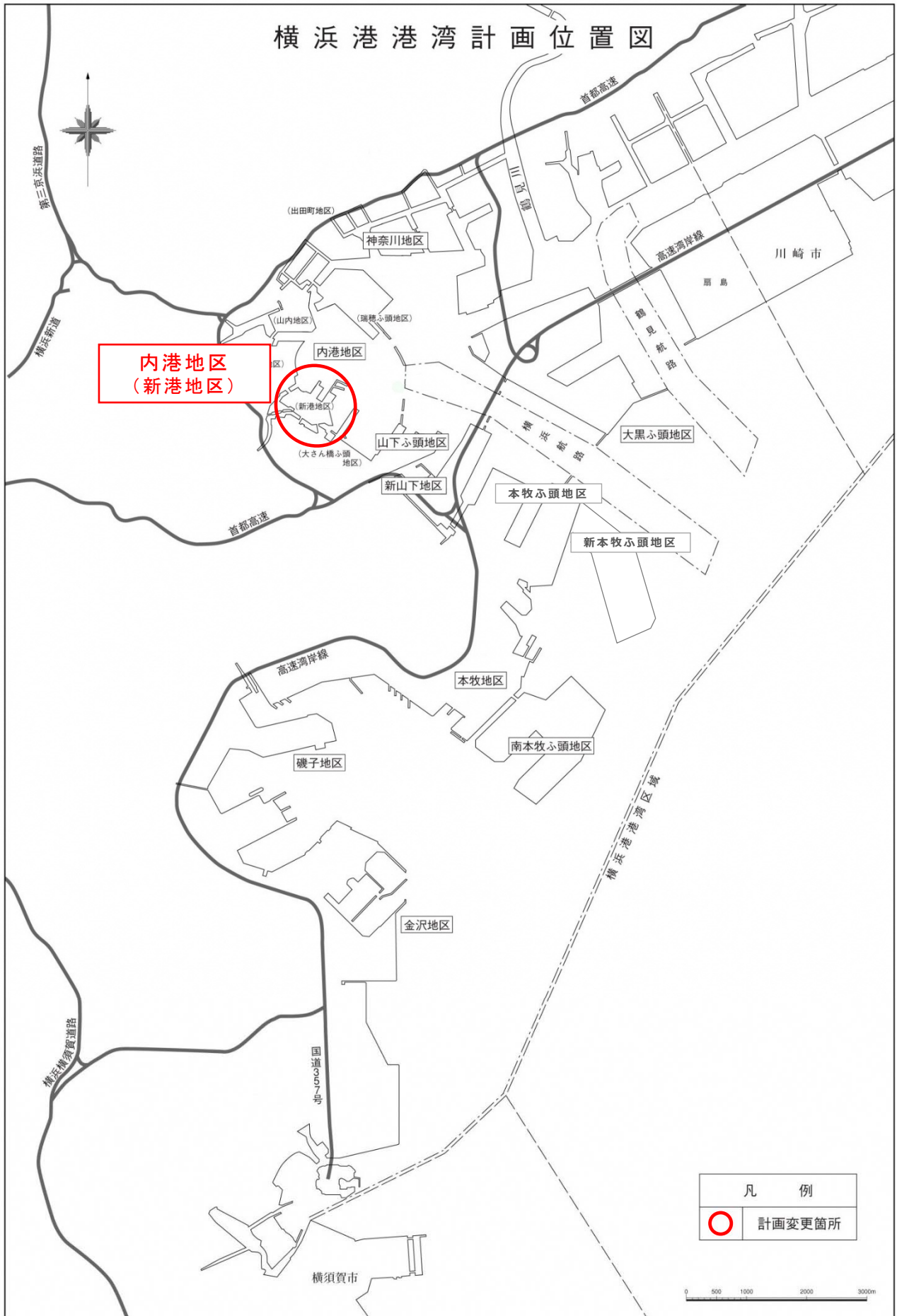
地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	交流厚生用地	海面処分用地	合計
内港地区 (新港地区)	(3) 3	(10) 10		10	(6) 6	(18) 18	(6) 6		(43) 54

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

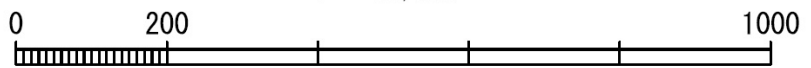
横浜港港湾計画位置図



横浜港港湾計画図 〔内港地区（新港地区）〕



1 : 10,000



凡 例	
	公共岸壁 (既 設)
	公共岸壁(緊急物資輸送用) (既 設)
	物資補給岸壁 (既 設)
	専用岸壁 (既 設)
	小型さん橋 (既 設)
	埠頭用地 (既 設)
	緑 地 (既 設)
	緑 地 (既定計画)
	交通機能用地 (既 設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既定計画)
	その他用地 (既 設)
	その他用地 (今回計画)
	自然的環境を整備又は保全する区域
	レクリエーション等活性化水域
	良好な景観を形成する区域
	外航旅客の良好な受入環境を形成する区域

